

令和7年度版
飛騨市商工関連支援制度

飛騨市役所 商工課
(令和7年4月1日現在)

	制 度 名 称	頁
補 助 金 制 度	・ 企業立地促進助成金制度	… 1
	・ 固定資産税の課税免除特例制度	… 2
	・ 企業振興条例制度	… 3
	・ 工場適地移転事業奨励金及び利子補給制度	… 4
	・ 女性社会進出促進補助制度	… 5
	・ 高齢者、障がい者社会進出促進補助制度	… 6
	・ 企業人材確保支援事業補助制度	… 7
	・ インターンシップ支援事業補助制度	… 8
	・ 起業化広告補助制度	… 9
	・ 事業拡大促進事業補助制度	… 10
	・ 小規模事業承継促進補助制度	… 11
	・ 店舗リニューアル補助制度	… 12
	・ 展示会等出展補助制度	… 13
	・ インターネット環境整備補助制度	… 14
	・ 新商品開発補助制度	… 15
	・ 知的財産権取得促進補助制度	… 16
	・ コンテスト等出品補助制度	… 17
	・ DX化導入促進補助制度	… 18
	・ 第三者認証取得促進補助制度	… 19
	・ 輸出事業包括補助制度	… 20
	・ 商店街みだしなみ向上改修補助制度	… 21
	・ 従業員資格取得支援補助制度	… 22
	・ 市民雇用奨励金制度	… 23
	・ 社宅整備促進事業補助制度	… 24
	・ トライアル雇用奨励金制度	… 25
	・ 障がい者就業体験奨励金制度	… 26
	・ 外国人技能実習生等支援事業補助制度	… 27
	・ 外国人技能実習生等面接旅費等補助制度	… 28
	・ 外国人技能実習生等の空き家等社宅化支援補助制度	… 29
	・ 外国人技能実習生等就職奨励金	… 30
	・ 就職奨励金制度	… 31
	・ Iターン就職者マイカーローン利子補給制度	… 32
融 資 制 度	・ 小口融資制度	… 33
	・ 中小企業経営安定資金融資制度	… 34
	・ マル経融資に対する利子補給制度	… 35
	・ 岐阜県経営合理化資金等利子補給制度	… 36
	・ 創業支援資金利子補給制度	… 37
	・ 返済ゆったり資金等利子、信用保証料補給制度	… 38
	・ 経営セーフティ共済の加入促進制度	… 39
相談・発信	・ 飛騨市ビジネスサポートセンター	… 40
	・ 求人情報の発信	… 41

飛騨市企業立地促進助成金制度

目的

本市における企業の立地を促進するため必要な助成措置を行うことにより、産業の振興と雇用機会の拡大を図り、もって経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とします。

対象者条件

対象業種で次の2つの要件をいずれも満たすことが必要です。

※注 令和8年4月1日から条件が一部変更します。

投下固定資産総額が2000万円を超え従業員が3名以上増加すること。

- ・投下固定資産総額が2700万円を超えること、または、固定資産等借り上げの場合の年間借上料が240万円を超えること。
- ・新設の場合、新規常時雇用従業員が5名以上であること。または、増・移設により、常時雇用従業員が5名以上増加すること。

(下表③雇用促進助成金は新規常時雇用従業員が1名以上の場合でも助成が受けられます。)



助成内容

助 成 の 種 類	助 成 の 額	交 付 期 間 等
①事業所等立地 助成金	投下固定資産取得価格の <u>100分の10</u> 以内の額 (上限 3 億円)	助成額 1 億円以上 2 億円未満の場合 2 年間分割交付
	※注 令和 8 年 4 月 1 日より助成額が 変更します。(新設上限 1 億円、増・移 設上限 3 千万円)	助成額 2 億円以上の場合 3 年間分割交付 ※注 令和 8 年 4 月 1 日より分割 交付は廃止します
②事業所等設置 助成金	投下固定資産に賦課された固定資産税 納付額以内の額 (上限 年 5 千万円)	賦課開始後 10 年間 但し、税条例による減免措置摘要を 受けた場合は 7 年間
③雇用促進 助成金	新規雇用従業員数または、増・移設によ る増加従業員数× <u>20万円</u> ／人・年 (飛騨市民に限る)	5 年間
④事業所等借上 助成金	年間借上料の <u>100分の50</u> 以内の額 (上限 年 2 千万円)	5 年間

申込み方法

- ・直接右記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～市内の企業立地に対し、3年間の固定資産税免除期間を設けます～

飛騨市固定資産税の課税免除特例制度

目的

主に製造の業種で施設・設備の新設・設置・増設をされた場合に、飛騨市固定資産税の課税を免除し、事業拡張を検討する企業や市内進出企業を応援します。

対象者条件

下記の二つの減免制度があります。

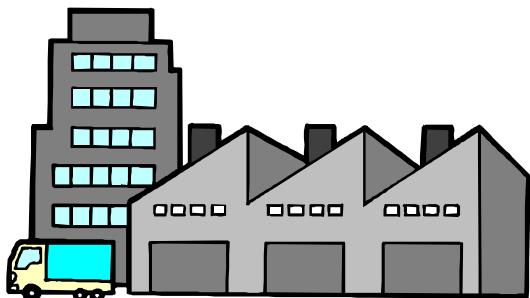
制 度 名	商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う飛騨市固定資産税の特例
対 象 業 種	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業	指定無し
対 象 地 域	飛騨市全域 (※過疎地域指定)	飛騨市全域 (※自然公園区域等除く)
対 象 施 設	新設又は増設した当該事業の用に供する機械及び装置(製造の事業に限る。)又は建物及びその敷地である土地(土地取得後1年以内に建物の建設着手があったものに限る)で投下固定資産額 500～2,000 万円を超える額	岐阜県知事が承認した地域経済牽引事業計画に従う特定事業のための施設に用いる家屋若しくは構築物又は土地(土地取得後1年以内に建物の建設着手があったものに限る)で投下固定資産額 1 億円(一部業種は 5,000 万円)を超える額
免 除 期 間	最初に課税されることになる年度から3年度分	

申込み方法

- ・直接右記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市税務課】

☎ 0577-73-3742



～企業立地地域の環境保全及び雇用促進を推進します～

飛騨市企業振興条例制度

目的

商工業者の自主的な経営を助長し企業立地地域の環境の保全及び雇用の促進等を推進するに必要な措置を講ずることにより、商工業の振興を図ります。

対象者条件

下記の対象施設を新設、増設等新たに取得する者

(1) 工場	製造業の用に供する土地、建物、機械装置(以下「施設」という。)を設備し、製造・加工又は修理作業を行うに必要な施設。
(2) 共同店舗	2人以上の市内事業者が共同して行う共同店舗の設置に係る施設。
(3) 余暇利用施設	スポーツ活動に必要な施設。
(4) 指定施設	下記の施設 ア 産業公害防止施設 岐阜県公害防止条例第5条に規定する公害の防止を目的とする施設 イ 従業員福利厚生施設 ウ 産業廃棄物処理施設 エ 工場立地法等に基づく環境施設

助成内容

上記の対象施設で、取得価格が1年間で500万円を超える場合、3年間下記の奨励金を交付します。

(1) 新設又は増設のために要した取得価格に対する固定資産税相当額(その額が300万円を超える場合は300万円)
(2) 固定資産税の評価の対象とならない施設については、取得価格の4分の1以内で市長が定める額。ただし、その額が150万円を超える場合は150万円。

※ 取得土地：その取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。

※ 機械装置：買い替えは除く

申込み方法

・直接右記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～市街地の健全な発展及び工場適地への誘導を図ります～

飛騨市工場適地移転事業奨励金及び利子補給制度

目的

製造業を営む既存工場が市街地から飛騨市工場適地等へ移転をする事業者に対し、奨励金を交付、又は設備資金として金融機関から融資を受けた資金に対して支払った利子の一部を補給し、市街地の健全な発展及び工場適地への誘導促進を図ります。

対象者条件

対象となるのは市街地（※１）から飛騨市工場適地等（※２）へ移転する施設等（※３）です。

※１「市街地」とは、都市計画法に基づく用途地域で次に掲げるもの。

(1)第１種住居専用地域 (2)第２種住居専用地域 (3)住居地域 (4)近隣商業地域 (5)商業地域

※２「工場適地等」とは、次に掲げるもの。

- (1) 工場立地法に基づく工場立地調査簿に記載された土地
- (2) 都市計画法に基づく用途地域内の工業地域及び準工業地域に指定された地区
- (3) 農村地域工業等導入促進法第５条の規定に基づく工業等導入地区に指定された地区

※３「施設等」とは、次に掲げるもの。

(1)工場敷地造成 (2)工場建物 (3)新設の機械及び装置 (4)従業員送迎用バス

助成内容

移転する施設等の設置に要する経費が５００万円以上１億円未満であるもの（１億円以上は、１億円）について、その額の１００分の３に相当する額を奨励金として交付します。

（設備資金の利子補給）

移転に際し設備資金として金融機関から融資を受けた場合、その資金に対して支払った利子の一部を補給します。

借入対象額：１億円を限度

利子補給の率：毎年貸付基準日現在の残高に対し、年利３パーセント以内

（ただし、借入利率が年３パーセントに満たない場合は、当該借入利率を利子補給の率）

利子補給の期間：融資実行月から３年以内

申込み方法

- ・直接右記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ ０５７７－６２－８９０１

～女性が働きやすい職場環境を整える事業所を支援します～

飛騨市女性社会進出促進補助制度

目的

市内事業所等に勤める女性社員が、産前産後休業、育児休業、介護休業等で退職することなく、安心して働くことのできる職場環境を整え、女性の社会進出に必要な体制整備ならびに地位向上を推進し、これまで眠っていた労働力を掘り起こすことで、市内経済の活性化につなげることを目的とします。

交付対象者

- 各事業所等が、女性が働きやすい職場環境となるよう独自の取り組みを計画して、事前に「女性社会進出促進宣言書」として市長に提出し、その内容を認められたもの。

事業内容

助 成 の 種 類	補助金額
① 人事制度構築に係るコンサルティング費用 ・等級制度 ・人事考課制度 ・賃金制度 など	対象事業経費の1／2以内 (上限50万円)
② 働く女性の職場環境改善に伴う設備改修 ・女性用トイレ改修 ・女性用更衣室の設置 など	
③ 産休・育休、介護休業などに伴う臨時社員の雇用費用 ・上記期間のパート賃金、その他手当 など	
④ リモートワークの導入費用	
⑤ 女性を管理職に登用するための研修費用 ・助成を部下に持つ管理者向け研修 ・管理者養成等の女性社員向け研修 など	

申込み方法

- 直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～高齢者、障がい者が働きやすい職場環境を整える事業所を支援します～

飛騨市高齢者、障害者社会進出促進補助制度

目的

高齢者、障がい者の社会進出を促進するため、事業者が行う雇用環境整備事業を支援します。

交付対象者

- 各事業所等が、高齢者、障がい者が働きやすい職場環境となるよう独自の取り組みを計画して、事前に「飛騨市高齢者、障害者社会進出促進宣言書」として市長に提出し、その内容を認められたもの。

事業内容

助 成 の 種 類	補助金額
高齢者、障がい者の職場環境改善に伴う設備改修 ・トイレのバリアフリー化改修 ・スロープの設置 など	対象事業経費の1／2以内 (上限50万円)
高齢者、障がい者を登用するために必要となる研修費用 ・研修会の受講費用 ・講師派遣費用 など	

申込み方法

- 直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～優れた人材の獲得に積極的な事業者を応援します～

飛騨市企業人材確保支援事業補助制度

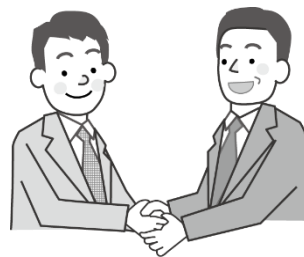
目的

市内企業の中では、優れた技術を持っているにもかかわらず、技術を継承する社員が見つからないなど、雇用情勢に悩んでいる企業がたくさんあります。また、飛騨地区へのＵＩターンを検討しているも、直接飛騨に足を運ぶことができずに、飛騨の企業情報に触れる機会の少ない求職者もいます。

そこで、市内事業所における労働力の確保を目的とした事業を行う際に必要となる経費の一部を補助します。

対象者条件

- ・市税を完納し、採用に関する権限を有していること
- ・市内事業所における労働力の確保を目的として申請すること



助成内容

事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額	交付回数
就職フェア 出展事業	①会場費…会場借上げ料、出展小間料等 ②輸送費…資材等を会場に輸送する際の 外注経費等 ③広報宣伝費…配布する目的で新規に 作成するパンフレット、展示パネル、P R資材の経費等	補助対象経費の 2分の1 以内 上限：5万円 下限：なし	1事業者あたり 同一年度で 2 回まで ※ただし、「就 職情報サイト 掲載事業」につ いては、1事業 者あたり同一年 度で 1 回まで
就職情報サ イト掲載事 業	掲載費 就職情報サイトに掲載するために必要 な費用（基本料金、オプション機能等）	補助対象経費の 3分の2 以内 上限：20万円 下限：なし	
人材紹介業 者活用事業	人材紹介業者を活用した採用を行う場 合に支払う紹介手数料	補助対象経費の 2分の1 以内（製造、運輸交通業 は 3分の2 以内） 上限：10万円 下限：なし	

申込み方法

- ・事業に着手（事業経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～インターンシップを通じて、自社企業のPR及び労働者確保を目指す事業者を応援します～

飛騨市インターンシップ支援事業補助制度

目的

市内での将来的な就職を目的とした就労体験を受け入れる事業者を支援することで、飛騨市の未来を担う若者の地元への就職及び定住を促進することを目的とします。

対象者条件

◎対象となる方

- (1) 市内に事業所を有する個人または法人で、実習生とは雇用関係にないこと。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 市内での将来的な就職を目的としたインターンシップであること。
- (4) 市内の事業所等で実施するものであること。

◎対象となる経費

インターンシップを実施し、事業者が負担する滞在費など以下について補助する。

- (1) 市内の賃貸住宅・借家等の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料及びハウスクリーニング料。
(ただし、事業者が自ら所有する社宅、社員寮は除く)
- (2) 市内宿泊施設の宿泊料
- (3) 公共交通機関の往復交通費
- (4) インターンシップのマッチングサイトやコーディネーター等に係る費用
- (5) PCR 検査等（保険適用外で行う新型コロナウイルス感染症の感染状況を確認する PCR 検査及び TMA 法・LAMP 法等の核酸検出検査）に係る費用 ※検査結果証明書発行に係る手数料は除く
- (6) インターンシップ実施期間中に実習生が加入した災害傷害保険料又は損害賠償責任保険料
- (7) その他特に市長が必要と認めたもの

助成内容

- ・(1)(2)(6)は対象経費の $\frac{1}{3}$ 以内 1,000 円未満切り捨て
- ・(3)は対象経費の $\frac{1}{2}$ 以内 1,000 円未満切り捨て（上限3万円）
- ・(4)は対象経費の $\frac{1}{2}$ 以内 1,000 円未満切り捨て（上限20万円）
- ・(5)は上限1万円

※1回の申請につき、インターンシップ実施期間を5日以上とし60日を限度とする

申込み方法

事業実施1週間前までに申請書に下記の書類を揃え、商工課窓口又は各振興事務所へご提出ください。

- (1) 飛騨市インターンシップ事業計画認定申請書
- (2) 採用計画書
- (3) その他特に市長が必要と認める書類

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～市内における持続可能な起業需要を後押しし、地域経済の活性化を図ります～

飛騨市起業化広告補助制度

目的

飛騨市を拠点とし新たな事業を創出し市の経済発展に寄与する起業化を行う方へ、開業に係る広告費用の一部を補助することにより地域に根差した起業の実現を図ります。

対象者条件

飛騨市に拠点を置いて、新たな事業を創業・起業する個人（個人の場合は飛騨市民であること）、中小企業者等で、次の条件を全て満たしているもの。

- ・飛騨市ビジネスサポートセンターの事前相談を受けていること
- ・飛騨市起業化奨励金交付要綱に定める認定を受けていないこと
- ・販売する商品、サービス等が公序良俗に反しないこと
- ・市税等を完納していること

（注：）民泊は補助対象となりません

助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額	申請回数
起業化広告補助事業 (1) 商品、サービス等を紹介するパンフレット、リーフレット、看板、その他印刷物の作成 (2) インターネット、テレビ、ラジオ等での広告宣伝事業 (3) その他広告宣伝に資すると市長が認める事業	補助対象事業の実施に要する次に掲げる経費 (1) 専門家等の謝金 (2) 印刷費 (3) 委託料 (4) 設置工事費 (5) 送料 (6) 広告宣伝費 (7) その他、補助事業の実施に必要な経費であると市長が認めるもの	1事業につき、補助対象経費の10分の10以内（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）を補助するものとし、10万円を限度とする。	補助対象事業者が申請できる回数は、1回限りとする。

申込み方法

- ・事業着手前に（事業経費の事前支払も含む）に、商工課窓口にご相談ください。
- ・申請に関して飛騨市ビジネスサポートセンターの意見書が必要となります。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～市内における事業拠点の増加、他地域からの進出を支援します～

飛騨市事業拡大促進事業補助制度

目的

コロナ禍においても市内における2店舗目以降の設置や、市外資本の小規模な事業所設置等の事業拡大を支援することで、雇用の場を創出し、市内の商業活動を活性化させることを目的とします。

対象者条件

次の条件をすべて満たしている事業者。

- ・販売する商品、サービス等が公序良俗に反しないこと
- ・市税等を完納していること
- ・5人以上の従業員を雇用している事業者であること
- ・増設、新設に際し1名以上追加で市民を雇用すること
- ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること
- ・フランチャイズ経営ではないこと（飛騨地域三市一村に本店を置く企業は除く）
- ・小売、サービス業においては設置する店舗がキャッシュレス決済に対応していること

助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び限度額	申請回数
市内企業拡大支援事業	市内に本社を置く事業者が、市内に事業所等を増設する場合にかかる次に掲げる経費 (1) 建物新築・改修費用 (2) 登記費用 (3) その他市長が必要と認めるもの	補助対象経費の5分の1以内 (1,000円未満の端数は切り捨て) とし、150万円を限度とする。	補助対象事業者が申請できる回数は、年度当たり2回を上限とし、1事業者あたり3回を限度とする。
市外企業誘致支援事業	市外に本社を置く事業者が、市内に初めて店舗等を設置する場合にかかる次に掲げる経費 (1) 建物新築・改修費用 (2) 登記費用 (3) その他市長が必要と認めるもの	補助対象経費の5分の1以内 (1,000円未満の端数は切り捨て) とし、100万円を限度とする。	補助対象事業者が申請できる回数は、1回限りとする。

※同一物件につき、本制度と空き店舗賃貸物件改修事業補助制度は併用できません。

※市内間の事業所の移転は補助対象となりません。

申込み方法

- ・事業着手前（事業経費の事前支払も含む）に、設置計画書を商工課までご提出ください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】 ☎ 0577-62-8901

～事業承継を支援することで、地域に根差した事業所の存続を目指します～

飛騨市事業承継等促進補助制度

目的

事業承継やM & Aを支援することにより、市の経済基盤の維持及び経済の活性化を図ります。

対象者条件

市内にて営業する店舗又は事務所を有する法人または個人事業主で、次の条件をすべて満たしている事業者。

- ・先代経営者が市内で5年以上事業を営んでいること。
- ・後継者が65歳以下であること。
- ・過去3年間に企業立地促進条例、起業化促進補助金交付要綱、宿泊施設立地促進補助金交付要綱、中心市街地店舗拡大促進補助金交付要綱、空き店舗等賃貸物件改修事業補助金交付要綱、起業化奨励金交付要綱に基づく補助金等の交付を受けていないこと。
- ・先代経営者、後継者ともに市税等の滞納がないこと。
- ・先代経営者、後継者の営む事業が日本標準産業分類の大分類内で一致していること

助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率・限度額	申請回数
小規模事業承継 促進補助事業	後継者を申請者とする、事業承継に係る次に掲げる費用 (1) 建物改修費用 (2) 物品の搬出、搬入、処分費用 (3) コンサルティング費用 (4) 登記費用 (5) その他市長が必要と認めるもの	補助対象経費の3分の2 以内の額（千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。	同一事業の事業承継につき1回限りとする。

申込み方法

- ・事業着手前（事業経費の事前支払も含む）に、商工課窓口にご相談ください。
- ・申請に際して飛騨市ビジネスサポートセンターの事業承継等支援証明書が必要となります。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】 ☎ 0577-62-8901

～既存の店舗をリニューアルすることで売上拡大にチャレンジする事業者を支援します～

飛騨市店舗リニューアル補助制度

目的

新型コロナウイルスによる影響の中、新事業への進出や業種転換に対応する店舗改装を促すことで、持続的な店舗の発展と商業の活性化を図ることを目的とします。

対象者条件

対象店舗

- ・市内で1年以上営業している直接顧客と対面する商売をおこなう小売業、飲食業及びサービス業

対象者条件

- ・市内に住所を有する個人又は法人
- ・過去3年間に起業・空き店舗活用・創業支援等にかかる市の支援制度を受けていないこと。
- ・市税等滞納がないこと。
- ・周辺と調和のとれた街並み景観の形成（飛騨市都市景観条例の規定を順守）に努めること。

対象となる工事内容など

- ① 主に接客に要する店舗部分の改造、改装に要する経費（備品購入費や設備は除く。）とし、市が認める範囲。
- ② リニューアル工事費用が、30万円（消費税抜き）以上であること。
- ③ 市内に本社もしくは支店・営業所を有している法人又は、市内に住所を有する個人事業主が施工するリニューアル工事であること。

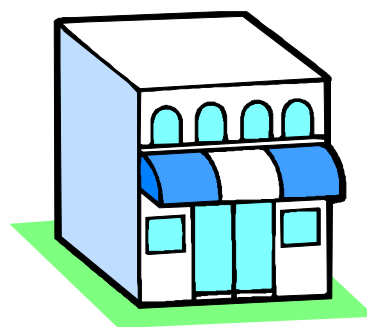
※老朽化した部分の維持管理修繕や、申請者自らが行う工事業者を伴わない機器、設備等の購入及び設置工事など、対象とならない工事があります。詳細は商工課窓口までお問合せください。

助成内容

- ・補助対象工事費の1/3以内とし、
限度額50万円

申込み方法

- ・事業に着手（事前経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。（事前審査には2週間程度を要しますので、余裕をもって申請願います。）



【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～全国市場へ展開しようとする意欲ある事業者を応援します～

飛騨市商工業活性化包括支援事業

飛騨市展示会等出展補助制度

目的

優れた商品(製品)を持ちながら、市場を拡大したいが経費等の不安から新たな販路開拓に躊躇している商工業者は市内に多数存在しています。

そこで、販路開拓に意欲的に取り組む市内商工業者を支援するため、他企業との商談や新しい顧客の発掘に挑み、全国市場への足がかりを積極的に探し出そうとする意欲ある事業者を応援します。

対象者条件

市内にて営業する店舗又は事務所を有する商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者

- ・市税を完納していること。
- ・販売する商品などが公序良俗に反しないこと。

助成内容

補助対象事業	補 助 対 象 経 費	補 助 率	補 助 限 度 額
展示会等 出展事業	市外で行われる会場費が必要な展示会や商談会、オンライン展示会等の出展に要する経費 ・会場費（会場借上料、出展小間料） ・出展に必要な装飾工事、電気工事及び機器等のレンタル経費 ・出展する催事規模に相応する広告宣伝費 ・オンライン展示会の出展費用 ※販売収入が発生する場合は、対象外。	補助対象経費の2分の1以内	上限：30万円 下限：なし ※年度毎に1回の申請が可能です。

申込み方法

- ・事業に着手（事業経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～商品または自社の PR をもって活性化させようとする事業者を応援します～

飛騨市商工業活性化包括支援事業

飛騨市インターネット環境整備補助制度

目的

優れた商品や製品を広く周知させるため、インターネットを活用した商品販売や自社の PR を行い、全国市場への足がかりを積極的に探し出そうとする意欲ある事業者を応援します。

対象者条件

市内にて営業する店舗又は事務所を有する商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者

- ・市税を完納していること。
- ・販売する商品、サービスが公序良俗に反しないこと。

助成内容

補助対象事業	補 助 対 象 経 費	補 助 率	補 助 限 度 額 ・ 回 数
インターネット 環境整備事業	インターネット環境整備に要する下記の費用で市が認める範囲とする。 ただし、機器に関する費用は対象外。 ・ホームページの新規作成 ・ホームページのリニューアル経費（外国語対応など何らかの機能強化を原則とする） ・インターネット上に商品の販売サイトを構築する経費 ・その他市長が認めるもの	補助対象経費の 2分の1以内	上限：30万円 ※1年度に1回までの申請が可能です。

申込み方法

- ・事業に着手（事業経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～市外への販路拡大を図るため新商品を開発する事業者を支援します～

飛騨市新商品開発補助制度

目的

市外への販路拡大を目的とし、飛騨市ならではの新商品を積極的に開発し販売しようとする事業者を支援します。

対象者条件

市内にて住所（法人にあっては本社登記）及び事業所を有する個人事業主若しくは法人で、次の条件をすべて満たしている者

- ・市外での販売拠点を有していること又はインターネット上の販路が確保されていること。
- ・新商品の販売者（予定者）であること。
- ・市税を完納していること。

助成内容

補助対象事業	補 助 対 象 経 費	補 助 率	補 助 限 度 額
新商品開発事業 （従来品に比し <u>新規性が認めら れる商品</u> の開発 事業）	補助対象事業の開発研究費に必要となる次に掲げる費用。 (1) 原材料費 (2) アドバイザー費用 (3) 加工委託費 (4) 成分分析費 (5) パッケージデザイン料 (6) 広告宣伝費（※１） (7) その他市長が認めるもの	補助対象経費の 2分の1以内	上限：30万円 下限：なし ※年度毎に1回まで 申請が可能です。

（※）下記に該当する新商品開発は補助対象外です

- (1) 1年以上継続して販売しない商品
- (2) 市内でのみ販売する商品
- (3) デザインのみを変更する商品

申込み方法

- ・事業に着手（事業経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

飛騨市知的財産権取得促進補助制度

目的

近年、インバウンド観光客の増加に伴い、外国人が地方の商品やサービスに触れる機会が増えつつあります。そこで、飛騨市内の事業者の知的財産を保護、権利化することにより、事業者等の競争力を強化し、本市における産業の振興及び地域経済の活性化を目的とします。

対象者条件

市内にて営業する店舗又は事務所を有し、かつ市内に本店登記を置く商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者。

- ・市税を完納していること。
- ・販売する商品などが公序良俗に反しないこと。

助成内容

	特許権	実用新案権	意匠権	商標権
対象 経費	・ 出願料 ・ 電子化手数料 ・ 審査請求料 ・ 出願に係る弁理士費用	・ 出願料 ・ 電子化手数料 ・ 審査請求料 ・ 出願に係る弁理士費用	・ 出願料 ・ 電子化手数料 ・ 出願に係る弁理士費用	・ 出願料 ・ 電子化手数料 ・ 出願に係る弁理士費用
補助率	補助対象経費の 2 分の 1 以内			
上限額 補助回数	上限：10万円 補助回数：1 年度に 2 回まで			

※上記のほか、地理的表示保護登録に係る事業も対象となります。

申込み方法

- ・事業に着手（事業経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～コンテスト等への出品により自社商品の価値、競争力を高める事業者を応援します～

飛騨市コンテスト等出品補助制度

目的

全国的な知名度を有するコンテスト等に自社商品を出品することにより、自社商品の競争力、価値及び評価を高め販路拡大に積極的に取り組む事業者を支援します。

対象者条件

市内に住所若しくは本店登記及び事業所を有する個人又は法人の事業者であり、以下の要件を全て満たしていること。

- ・市税を完納していること。
- ・販売する商品などが公序良俗に反しないこと。
- ・フランチャイズ経営ではないこと

助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額	申請回数
コンテスト等出品事業	コンテスト等への出品費用	1事業につき、補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）を補助するものとし、15万円を限度とする。	年度内1回限りとする。

※コンテスト等とは全国的な知名度を有し、審査を経て決定される商品の競技会、品評会、鑑評会、コンクール及びコンテストをいいます。

申込み方法

- ・事業に着手（事業経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～人手不足をDX化により解決しようとする事業者を応援します～

飛騨市DX導入促進補助制度

目的

市内事業者では深刻な人手不足が発生しております。DX（デジタルトランスフォーメーション）化により作業の合理化、効率化、生産性向上を進めるためのサービス、機材の導入費用を補助することにより市内企業の人材不足の解決を促進します。

対象者条件

市内にて営業する店舗又は事務所を有する法人または個人事業主で、次の条件をすべて満たしている事業者。

- ・市税等を完納していること。

助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率・限度額
DX導入促進事業（※）	DX導入に係る次に掲げる費用 (1) ECサイト構築 (2) マーケティング支援ツール (3) オンライン会議システム (4) カメラを利用した遠隔監視システム (5) キャッシュレス決済。ただし汎用性のある機器は除く。 (6) クラウド活用 (7) RPA等による定型業務の自動化 (8) 在庫管理システム (9) 勤怠管理システム (10) 予約管理システム	補助対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、200千円を限度とする。

（※）一定期間利用できる権利に対して料金を支払うものについては、補助金交付日の属する年度のみを補助対象経費とします。

（※）補助対象外の例：パソコンの購入等

申込み方法

- ・事業着手前（事業経費の事前支払も含む）に、商工課窓口にご相談ください。
- ・DX化に際し、高齢者・障がい者への対応が必要となる場合、飛騨市高齢者、障がい者社会進出促進補助金が利用可能な場合がございます。商工課窓口までご相談ください。
- ・ホームページの改修については飛騨市インターネット環境整備事業補助金が利用可能です。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】 ☎ 0577-62-8901

～国内外で一定の指標となる第三者認証取得を支援します～

飛騨市第三者認証取得促進補助制度

目的

自社商品が国内外で一定の指標となる第三者認証を取得することにより、自社商品の競争力、価値及び評価を高めようとする事業者に対し、その必要費用の一部を支援します。

対象者条件

市内に住所もしくは本店登記を有する個人又は法人で、次の条件をすべて満たしている事業者。

- ・販売する商品、サービス等が公序良俗に反しないこと
- ・市税等を完納していること
- ・飛騨市内の事業所において正社員の従業員（役員を除く）を1名以上雇用していること
- ・下記の第三者認証のいずれかの取得を目的とすること

(1)国際標準化機構認証 (2)FSSC22000 (3)SQF (4)JFS-Q

(5)HACCP。ただし自治体 HACCP を除く

(6)海外政府機関及び国内外のハラル認証団体が認証するハラル

(7)日本農林規格。ただし有機加工食品又は飲食料品に限る

(8)プライバシーマーク

助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額	申請回数
第三者認証取得促進補助事業	下記に掲げる経費 (1) 審査費用 (2) 検査・監査費用 (3) 登録費用 (4) 更新費用 (5) コンサルティング費用	1事業につき、補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）を補助するものとし、30万円を限度とする。	年度内1回限りとする。

申込み方法

- ・事業に着手（事業経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～外貨獲得を図るため輸出に取り組む事業者を応援します～

飛騨市輸出事業包括補助制度

目的

飛騨市産品の海外への輸出を促進させることで販路の拡大及び外貨の獲得を図り、もって市内経済を活性化させることを目的とします。

対象者条件

市内に工場もしくは事務所を有する中小企業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者。

- ・販売する商品、サービス等が公序良俗に反しないこと
- ・市税等を完納していること
- ・フランチャイズ経営ではないこと

助成内容

補助事業名	補助対象経費	補助率・補助限度額	申請回数
海外商談促進事業	海外で実施される商談会、個別商談及び市場調査に係る次に掲げる経費 (1) 渡航費用。ただし航空券代はエコノミークラスのみを対象とする。 (2) 信用調査費用 (3) 現地商談会への参加費用 (4) その他市長が認めるもの	2分の1以内・10万円	年度内2回限りとする
輸出商品対応事業	自社商品の輸出相手国への対応化に係る次に掲げる経費 (1) パッケージデザイン料 (2) 食品検査費用 (3) 標記に係る翻訳費用 (4) パンフレットの作成費用 (5) その他市長が認めるもの	2分の1以内・20万円	年度内1回限りとする
輸出相談支援事業	海外輸出に係る専門家への相談費用及びコンサルタント費用	3分の2以内・30万円	年度内1回限りとする
輸出広告支援事業	自社商品の輸出相手国における広告宣伝に係る次に掲げる経費 (1) 専門家等の謝金 (2) 印刷費、委託料	2分の1以内・30万円	年度内1回限りとする

申込み方法

補助金交付申請書及び必要な添付書類を提出してください。

ご注意 事業着手前にご申請ください。交付決定前の事業着手は補助対象と認められません。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】 ☎ 0577-62-8901

～商店街のシンボルであるアーチ等の設備改修を支援します～

飛騨市商工業活性化包括支援事業

飛騨市商店街みだしなみ向上改修補助制度

目的

長年商店街のシンボリック存在であったアーチやアーケード等の改修にかかる費用を補助し、誰もが訪れたいような魅力的な商店街復活支援します。

対象者条件

対象者条件

- ・市内の商店街発展会等、地域的に組織され、旧来から実績のある団体

対象となる工事内容など

- ・既に商店街等に設置されているアーケード、アーチの修繕や街路灯、スピーカー等の修繕等。

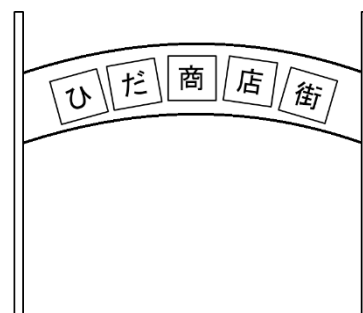
助成内容

- ・補助対象工事費の1/2以内とし、限度額50万円

申込み方法

補助金交付申請書に下記の書類を揃え、商工課窓口及び各振興事務所へ提出ください。

- ・改修前の写真
- ・改修に係る見積書等
- ・その他市が必要とする書類



【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

飛騨市従業員資格取得支援事業補助制度

目的

市では、人材不足により労働力の確保が特に困難な業種（建設業・製造業・交通、運輸業）を営む市内事業者を対象に、これからの地域社会を担う人材の職場定着や、更なるスキルアップを図るため人材育成に積極的に取り組む事業者を支援します。

交付条件

- ・市内に事業所を有する法人であること。
- ・資格を取得する従業員は、年間を通じて常時雇用される労働者であること。
（ただし、パート、アルバイトを除く。）
- ・本補助制度とは別に資格取得に関する補助金等の交付を受けていないこと。
- ・市税等を滞納していないこと。



助成内容

対象経費	対象資格	補助額
(1) 受験手数料 (2) 講習受講料（入学金、教材費を含む） (3) 参考図書購入費	・大型特殊自動車免許 ・電気工事施工管理技士 ・建設施工管理技士 ・危険物取扱者 など	対象経費の2分の1 以内（従業員1人当 たり上限5万円）

- ※ その他対象資格については、市ホームページまたは
右記 QR コードをご確認ください。
- ※ 労働安全衛生法に定める特別教育は対象外です。
- ※ 従業員が受験する資格を取得できなかった場合
（不合格の場合は）、交付対象となりません。
- ※ 申請は1事業者につき同年度内に1回限りとなります。
複数の資格を受験される場合は、まとめて1回でご申請ください。



【補助対象資格一覧】

申込み方法

- ・事業に着手（事業経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

飛騨市市民雇用奨励金制度

目的

飛騨市では、地元企業における人材確保を促進するため、飛騨市民を雇用した事業所のうち要件を満たす企業に対して奨励金を交付します。



対象者条件・交付金額

常用労働者（時間計算の給与従業員（パート、アルバイト）を除く）として採用後3年を経過しており、対象労働者が下記区分のどちらかに該当する場合は、1人につき10万円を雇用する企業に交付します。

区 分	要 件
学卒者等就職者	中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、 3年以内 に飛騨市内の企業に就職された方。
Uターン就職者	飛騨市での就職に至るまで、市外の事業所で 12か月以上 雇用されており、就職時の年齢が満 45歳以下 であること。

＜申請期間の例＞

令和6年4月1日採用の場合、採用後3年後にあたる「令和9年4月1日から令和10年3月31日まで」が申請期間となります。

＜注意＞

※同奨励金の対象となれる労働者は1人につき1回限りとなります。

※定期的な人事異動や出向等に伴い、市外への転勤が想定される下記事業所は対象外となります。

（対象とならない業種）金融・保険業、公務、通信業、放送業、鉄道業、郵便業、協同組合業、政治・経済・文化団体業など

※ 市民雇用奨励金は令和9年度末をもって廃止します。令和7年4月1日以降の採用者は対象となりませんので予めご了承ください。

申込み方法

市民雇用奨励金交付申請書に次に掲げる必要な書類を添付し、商工課窓口、又は各振興事務所へご提出ください。

必要書類	申込期限
・住民票（発行後3ヶ月以内のもの） ・学卒者の卒業したことの証明できる書類（学卒等就職者のみ） ・雇用契約書の写し ・健康保険証の写し ・直近の完納証明書	対象労働者が交付対象者となった日から 1年以内

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

飛騨市社宅整備促進事業補助制度

目的

市内の労働力不足が深刻化する中、飛騨地域外からの就職を促進するには、就職後の住まいの確保が重要となります。そこで市は、市外からの労働力確保のため市内の空き家を活用して新たに社宅を整備しようとする事業者に対し、改修費用の一部を補助します。

対象者条件

市内に事務所、事業所又は営業所を有する**法人**で、次の条件をすべて満たしている事業者。

- ・市外からの労働力確保を目的に、年間を通じて常時雇用され、かつ市内事業所に就労している従業員又は就労が決定した市外に住所を有する者（ただし、役員は除く。）を居住させるため、市内の空き家を活用して**新たに**社宅を整備しようとする市内事業者であること。
- ・社宅整備後又は社宅整備と並行し、市外からの労働力確保のための採用計画があること。
- ・市税等を滞納していないこと。

助成内容

補 助 対 象 工 事	補助率及び限度額	申請回数
以下の要件をすべて満たすこと。 (1)社宅の機能回復及び向上のために行う改築、模様替え及び設備改善等の改修工事であること。 (2)補助対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）が10万円以上であること。 (3)市内に事業所を有する法人（支店、営業所等の場合は、常時従業員が勤務する事業所）又は個人と契約を締結して施工する改修工事であること。 (4)一市内事業者につき、1棟までの改修工事であること。	補助対象工事に要する費用の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額） 上限：150万円 下限：10万円	申請回数は、同一申請者につき、1年度当たり1回まで。

(※) 下記に該当する工事は**補助対象外**です。

- | | |
|---|--|
| (1) 住宅と別棟の倉庫、車庫等の改修工事 | (6) 太陽光発電システムの工事 |
| (2) 申請者自らが行う機器、設備等の購入で、工事業者が行わないもの | (7) 社宅改修を伴わない解体工事 |
| (3) 移動又は取り外し可能な機器若しくは製品（テレビ、冷蔵庫、オーブン等）の購入 | (8) 他の補助制度を利用する工事で、当該補助制度と重複計上となる費用 |
| (4) 申請者が工事施工業者の場合の労務費及び材料費 | (9) 公共工事の施工に伴い移転の対象となった住宅で、当該移転補償費の対象となる工事 |
| (5) 造園、門扉、塀又は外構の工事 | |

申込み方法

- ・事業着手前（経費の事前支払も含む）に、交付申請書を商工課までご提出ください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】 ☎ 0577-62-8901

～就職が困難な求職者の雇用を考える事業者を応援します～

飛騨市トライアル雇用奨励金制度

目的

就職が困難な求職者の常用雇用を促進するため、ハローワークのトライアル雇用助成金に上乗せして奨励金を交付します。

対象者条件

市税等の滞納がない市内に事業所を有する事業主であって、以下のいずれかに該当している者をトライアル雇用で採用すること。ただし、外国籍の者はこの限りではない。

- ・紹介日時点で学校卒業後3年以内であり、卒業後、安定した職業に就いていない市内に住所を有する者
- ・紹介日時点の前日時点で離職している期間が1年を超えている市内に住所を有する者
- ・妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている市内に住所を有するもの

助成内容

支給されたトライアル雇用助成金と同額の奨励金を交付します。

申込み方法

トライアル雇用助成金の支給後60日以内に下記書類を提出してください。

- ・飛騨市トライアル雇用奨励金交付申請書
- ・対象労働者の住民票
- ・対象労働者であることが証明できる書類
- ・トライアル雇用助成金の支給を受けたことが証明できる書類
- ・完納証明書
- ・その他市長が必要と認める書類

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～特別支援学校生の職場実習を対象に奨励金制度を創設しました～

飛騨市障がい者就業体験奨励金制度

目的

障がい者の雇用環境整備を図るため、就業体験を受け入れた事業所に奨励金を交付します。

対象者条件

対象となる事業所

- ・特別支援学校に在学している障がい者の就業体験を受け入れた市内事業所
- ・特別支援学校に在学している市内に住所を有する障がい者の就業体験を受入れた事業所
(市内外問わず)

対象要件

上記の事業所であって、以下のいずれにも該当していること

- ・代表者及び事業主が三親等内親族でないこと
- ・公務以外の事業を行っていること
- ・就業体験は事業所の所定労働時間内に行い、8 時間を超えないこと

助成内容

- ・就業体験者 1 人につき日額 4,000 円 （年間最大 20 日間）

申込み方法

就業体験受入終了後 6 ヶ月以内に下記書類を提出してください。

- ・飛騨市障害者就業体験支援奨励金交付申請書
- ・申請内訳調書（事業所）
- ・申請内訳調書（学校）

【お問い合わせ先 飛騨市障がい福祉課】
障がい福祉課 ☎ 0577-73-7483

～外国人技能実習生、労働者と雇用する事業者を応援します～

飛騨市外国人技能実習生等支援事業補助制度

目的

外国人技能実習生、労働者を雇用する事業所の業務効率改善目的とし、生活指導に伴う通訳派遣や事業所内で実施する日本語授業費用の一部を補助します。

対象者条件

対象となる方

- (1) 市内に事業所を有する個人または法人で、実習生等を市内事業所で雇用していること。
- (2) 外国人通訳の派遣を受ける場合は、当該通訳の日本語能力が N2 以上であること。日本語教師の派遣を受ける場合は、当該日本語教師が適切な日本語教師の資格を満たしていること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

助成内容

- ・必要な経費の 1 / 2 以内 1,000 円未満切り捨て。
- ・助成額は 1 日あたり 1 万円を限度とし、1 年度に 24 日分まで申請することができる。

申込み方法

申請書に下記の書類を揃え、商工課窓口、又は各振興事務所へ提出ください。

- (1) 実習生等に関する書類
 - ア 身分が証明できる書類
 - イ 法務省若しくは厚生労働省の許可を得た監理団体から派遣されたことが証明できる書類又は外国人技能実習機構に認定された技能実習計画書の写し（実習生の場合）
- (2) 通訳等派遣に必要となる経費の見積書
- (3) 外国人通訳の派遣を受ける場合は、通訳が日本語能力試験 N2 以上であることを証明する書類。日本人日本語教師の派遣を受ける場合は、法務省が示している「日本語教育機関の告示基準解釈指針第 1 条第 1 項第 13 号」に定める条件を満たしていることを証明する書類。
- (4) 完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～外国人材の雇用を支援します～

飛騨市外国人技能実習生等面接旅費等補助制度

目的

市内の事業者が外国人材を雇用する際の費用負担を軽減することを目的とします。

対象者条件

対象となる方

- (1) 実習生等を市内事業所で雇用する個人又は法人。
- (2) 市税等を滞納していないこと。

助成内容

- ・外国人材の採用面接を目的とした渡航費用（ただし、航空券代はエコノミークラスのみを対象とする。）の1/3以内 1,000 円未満切り。
※ファースト、ビジネス、プレミアムエコノミークラスは補助対象外です。
- ・1回の申請につき5万円を限度とし、同一の採用予定者の面接に対し1回まで申請することができる。

申込み方法

申請書に下記の書類を揃え、商工課窓口、又は各振興事務所へ提出ください。

- (1) 渡航経費の見積書（航空券代はエコノミークラスのみを対象とする）
- (2) 完納証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～外国人技能実習生、労働者と雇用する事業者を応援します～

飛騨市外国人技能実習生等の 空き家等社宅化支援補助制度

目的

飛騨市で働く外国人の住まいの確保と市内の空き家増加の問題解消を目的とします。

対象者条件

対象となる方

- (1) 市内に事業所を有する個人または法人で、外国人を市内事業所で雇用していること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。

助成内容

- ・賃貸する空き家等賃貸料の2/3以内（月額3万円を上限とする。）。
- ・交付を決定した月の分を含め、実際に賃借した通算36月分を限度とする。

申込み方法

申請書に下記の書類を揃え、商工課窓口、又は各振興事務所へ提出ください。

- (1) 実習生等に関する書類
 - ア 身分が証明できる書類
 - イ 法務省若しくは厚生労働省の許可を得た監理団体から派遣されたことが証明できる書類又は外国人技能実習機構に認定された技能実習計画書の写し（実習生の場合）
- (2) 賃貸借契約書の写し（契約日、契約者、家賃及び家賃支払時期が分かるものに限る。）
- (3) 完納証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～外国人に就業地としての飛騨市の魅力を発信します～

飛騨市外国人技能実習生等就職奨励金制度

目的

市内で就労又は実習を行う外国人に対して経済的支援を目的に奨励金を交付することで、飛騨市での就労や実習等に対して好印象を与え就業地として選んでもらえるようにします。

対象者条件

市内の事業所で就労又は実習中の外国人で、市内に住所を有し、市税等を滞納していないこと。

助成内容

年額1万円の奨励金を最大3年間交付します。

申込み方法

申請書に下記の書類を揃え、商工課窓口、又は各振興事務所へ提出ください。

(1) 実習生等に関する書類

ア 住民票

イ 法務省若しくは厚生労働省の許可を得た監理団体から派遣されたことが証明できる書類又は外国人技能実習機構に認定された技能実習計画書の写し（実習生の場合）

ウ 健康保険証又は在留カードの写し

(2) その他市長が必要と認める書類

<注意事項>

※奨励金の交付申請前に交付資格者としての認定が必要となります。

※交付申請は採用日から1年経過後、毎年到来する採用日に当たる日から1年以内に行ってください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

飛騨市就職奨励金制度

目的

飛騨市では、市の人口増加及び定住促進により地域の活性化を図るため、地元企業就職者のうち要件を満たす方に対して、奨励金を交付します。



対象者条件・交付金額

常用労働者（時間計算の給与従業員（パート、アルバイト）、役員を除く）

として採用後3年を経過しており、奨励金交付後も引き続き市内の同じ企業に勤務し、市内に住所を有する意思があること。

＜申請期間の例＞

令和6年4月1日採用の場合、採用後3年後にあたる「令和9年4月1日から令和10年3月31日まで」が申請期間となります。

＜注意＞

※同奨励金の対象となれる労働者は1人につき1回限りとなります。

※定期的な人事異動や出向等に伴い、市外への転勤が想定される下記事業所は対象外となります。

（対象とならない業種）金融・保険業、公務、通信業、放送業、鉄道業、郵便業、協同組合業、政治・経済・文化団体業など

区 分	資 格	奨励金の額
①学卒等就職者	中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、 3年以内 に飛騨市内の企業に就職された方。	7万円
②Uターン就職者	飛騨市での就職に至るまで、市外の事業所で 12か月以上 雇用されており、就職時の年齢が満 45歳以下 であること。	

申込み方法

就職奨励金交付申請書に次に掲げる必要な書類を添付し、商工課窓口、又は各振興事務所へご提出ください。

必要書類	申込期限
・住民票（発行後3ヶ月以内のもの） ・学卒者の卒業したことの証明できる書類（学卒等就職者のみ） ・雇用契約書の写し ・健康保険証の写し ・誓約書（様式第2号）	交付対象者となった日から 1年以内

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～Ｉターン就職者のマイカー購入費用を助成し、市外からの就職者増加を促進します～

飛騨市Ｉターン就職者 マイカーローン利子補給制度

目的

市内の労働力不足が深刻化する中、飛騨地域外から市内へ就職又は移住した方から「自家用車の購入費用の負担が大きい」といった声が寄せられています。そこで市は、飛騨地域外からの就職を促進するため、Ｉターン就職者へのマイカーローンに係る利子の一部を補給します。

対象者条件

対象ローン	市内に本店又は支店を有する金融機関の自家用車購入に係るローン ※ただし、リースに係る費用は除く
対象者	下記すべての要件を満たす方 ・過去に市内での居住実績が無く、新たに市外（高山市、下呂市、白川村を除く）から転入し、市内に住所を有する方 ・転入日前 1 ヶ月以内又は転入日から 1 年以内に飛騨市内の事業所に常用労働者（時間計算の給与従業員（パート、アルバイト）を除く）として就職し、就職時の年齢が 45 歳以下である方 ・採用日又は転入日のいずれか早い日から起算し、3 ヶ月以内に上記の対象ローンを借り入れている方 ・マイカーローンによって購入した自家用車を転売又は転貸していない方 ・市税等を滞納していない方

助成内容

支援の内容	マイカーローンの支払い利子のうち 2 分の 1 以内に相当する額 ※年度当たり上限 5 万円（最長 3 年間）
-------	--

申込み方法

- ・補給金は、年度毎に 1 月～12 月分を翌年 1 月～3 月にご申請ください。
- ・偽りその他不正な手段により交付決定を受けた場合等は、利子補給金の返還を命ずる場合がございますのでご注意ください。
- ・下記の要件に該当した場合は利子補給の交付対象外となりますのでご注意ください。
 - ・飛騨市外へ転出したとき
 - ・飛騨市外の事業所へ転職、転勤したとき など

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～中小企業の小規模な資金繰りの円滑化、迅速化を応援します～

飛騨市小口融資制度

目的

中小企業向けの当該融資制度は、保証料補給や緊急景気対策として利子補給の実施等により利用しやすい制度設計にて、事業の経営安定、資金繰りの円滑化を図ります。

対象者条件

利用者の方の業態や岐阜県信用保証協会の保証枠の利用状況により下記の2種類に分かれます。

対象制度名	飛騨市小規模企業融資	飛 騨 市 小 口 融 資
対象者	市内で1年以上同一事業を営む、従業員20人以下 (商業・サービス業を営む場合は5人以下、政令特例業種は20人以下)の会社及び個人	市内で1年以上同一事業を営む、従業員20人以下の会社及び個人
資金使途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
融資限度額	2,000万円 ただし、既存融資分の信用保証協会信用保証付き融資残高との合計で2,000万円以内	2,000万円 ただし、既存融資分の信用保証協会信用保証付き融資残高との合計で2,000万円以内
融資利率	1.00%(令和7年6月1日実行分から)	1.30%(令和7年6月1日実行分から)
償還期間	10年以内	
担保・保証人	担保不要 特殊な事情がある場合を除いて法人代表者以外の連帯保証人は不要	
その他	借換えにて利用の場合、原則当該融資の新規部分が旧債務の1/10以上あること	
取り扱い金融機関	十六銀行・富山第一銀行・高山信用金庫・飛騨信用組合・飛騨農業協同組合	

助成内容

利子補給	借入の日から3年以内に支払った利子を全額補給
保証料補給	支払った信用保証料の1/2以内を市が補給

※旧債務の借換え、繰り上げ償還以後の当該融資については補給額に制限がかかる場合があります。

※借り換えを行った際に保証料の返戻があった場合は、返戻額に係る補給金を返還する必要があります。

申込み方法

融資の申込みに関しては、取り扱い金融機関へ相談して下さい。必要な書類は岐阜県信用保証協会所定となっています。金融機関の融資審査、県信用保証協会での保証審査、市での審査があります。

保証料補給の申込みに関しては、当該融資実行後ご案内させていただきます。

利子補給の申込みに関しては、例年1月～2月頃ご案内させていただきます。(年度ごとに1月～12月の当該融資利子支払額をお支払します)

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～経営が悪化している中小企業の資金繰りを応援します～

飛騨市中小企業経営安定資金融資制度

目的

経済環境の変化により、経営を圧迫されている個人、法人の経営安定を目的としています。諸経費支払など、事業に必要な資金の融資を行います。

対象者条件

融資対象者	次の条件を満たすことが必要です。 ・個人 市内に住み、住民登録をしている方 ・法人 本社が市内に登録してある事業所 ・市内で 1 年以上継続して事業を営む方 ・市税を完納している方 ・岐阜県信用保証協会の次のいずれかの保証の承諾を受けることができる方（普通保証・無担保保証・経営安定関連特別保証・経営力強化保証） ・下記のいずれかに該当する方 1. 最近 3 ヶ月間の売上高が前年同期比で 5 % 以上減少 2. 直近の単年度決算で欠損が生じている 3. セーフティネット認定（2 号～8 号）を受けている
資金使途	運 転 資 金 ・ 設 備 資 金
融資限度額	3,000 万円
融資利率	年 1.5 % (令和 7 年 6 月 1 日実行分から)
償還期間	運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内 （いずれも据置期間 1 年以内）
連帯保証人	個人 原則不要 会社等 原則代表者のみ
担保	取扱い金融機関の基準により設定
保証料	信用保証協会所定の保証料が必要となります。
取扱い金融機関	十六銀行・富山第一銀行・高山信用金庫・飛騨信用組合・飛騨農業協同組合

助成内容

利子補給	融資実行日から 3 年間、支払った利子の 1 / 2 に相当する金額を補給
------	---------------------------------------

※旧債務の借換え、繰り上げ償還以後の当該融資については補給額に制限がかかる場合があります。

申込み方法

融資の申込みに関しては、取り扱い金融機関へ相談して下さい。金融機関の融資審査、県信用保証協会での保証審査、市での審査があります。

利子補給の申込みに関しては、例年 1 月～2 月頃ご案内させていただきます。（年度ごとに 1 月～1 2 月の当該融資利子支払額をお支払します）

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～小規模事業者の経営改善のための資金融資です～

マル経融資に対する利子補給制度

目的

商工会議所、商工会の経営指導の中で経営改善が求められ、当該融資を実施する小規模事業者に対し、利子補給により、さらなる資金繰りの円滑化を図ります。

対象者条件

対象制度名	小規模事業者経営改善資金融資制度（通称：マル経融資）
対象者	(株)日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金を受けた小規模事業者 ※市内で農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業以外の業種の事業を1年以上営む、従業員20人以下（商業・サービス業を営む場合は5人以下）の会社及び個人 ※市税を完納している中小企業者 ※融資にあたり市内商工会議所・商工会の会員で経営指導を受けていることが必要
融資概要	貸付限度額 2,000万円 返済期間 運転資金7年以内（据置期間1年） 設備資金10年以内（据置期間2年） 年利率 (株)日本政策金融公庫が定める利率

助成内容

利子補給	支払利子のうち年利1%相当を最長3年間補給
------	-----------------------

申込み方法

融資の申込みに関しては、市内商工会議所、商工会へ相談して下さい。必要な書類は日本政策金融公庫所定となっています。

【融資お問い合わせ先】

神岡商工会議所 ☎0578-82-1130

古川町商工会 ☎0577-73-2624

利子補給の申込みに関しては、例年12月～2月頃ご案内させていただきます。（年度ごとに1月～12月の当該融資利子支払額をお支払します）

【利子補給お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～市内の施設の拡張、雇用の確保を推進している事業者を応援します～

岐阜県経営合理化資金等利子補給制度

「経営合理化資金」「雇用支援資金」「新型コロナ経営改善資金」

「事業承継支援資金」「脱炭素社会推進資金(旧：新エネルギー等支援資金)」「SDGs 推進資金」

目的

市内の施設、設備の設置及び工場の新設、拡張を行い事業活動の合理化及び効率化等を図る事業者又は市内事業所の雇用の確保を推進している事業者が金融機関より借り入れた必要な事業資金の支払利子に対し、利子補給を実施することにより、その事業者及び地域の活性化を図ることを目的とします。

対象者条件

利子補給対象者	次の条件を満たすことが必要です。 (1) 市内に住所を有する個人又は市内に本社、事業所を有する法人又は組合 (2) 市税等を滞納していない者 (3) 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）に基づいて行われる経営合理化資金等に係る資金融資の実行を受けた者。ただし、雇用支援資金の利用においては市内事業所の雇用について要綱の内容を満たす者。 (4) 対象融資が証書貸付であること
---------	---

※令和7年度より手形貸付は利子補給対象外となりました

助成内容

利子補給の内容	融資実行日から3年間、支払った利子の $\frac{1}{2}$ に相当する金額の補給を受けることができ ます。 ※補助決定時に市税等を完納している方に限ります。
---------	---

旧債務の借換え分については利子補給の対象となりません。

申込み方法

融資の申込みに関しては、取り扱い金融機関へ相談して下さい。金融機関の融資審査、必要により県信用保証協会での保証審査があります。

利子補給申請方法 必要書類	利子補給の申込みは申請書に必要事項を記載し、下記の添付書類とともに年度ごとに申請してください。（利子補給 2 年目以降より、例年 1 月～2 月頃ご案内させていただきます。） (1) 経営合理化資金等の利用を示す書類（信用保証書写し等） (2) 借入金額及び利息の返済計画を示す書類 (3) 雇用支援資金の利用の場合は別途指定様式あり。それ以外の場合は事業の内容、事業計画、資金使途等を示す書類の写し (4) 個人の場合は住民票、法人又は組合の場合は登記事項証明書の写し
------------------	---

【県制度についてのお問い合わせ先】
岐阜県 商業・金融課（資金融資係）

☎ 058-272-8389

【利子補給お問い合わせ先】
飛騨市役所 商工課

☎ 0577-62-8901

～市内での新規開業の方の経営を応援します～

飛騨市創業支援資金利子補給制度

目的

市内新規開業者が開業を行うため金融機関より借り入れる事業資金の支払い利子に対し、その一部を補給することにより、新規開業の促進及び経営の安定を図ることを目的とします。

対象者条件

対象融資名	・ 岐阜県制度融資の創業支援資金融資
対象者	・ 上記の新規開業に係る資金融資を受けた新規開業者（開業してから1年以内のものも含む）で、市税を完納している市民または市内法人

助成内容

支援の内容	対象者融資に対する支払い利子のうち年利2%相当を最長3年間補給 ※補給対象融資限度額2,000万円 ※飛騨市における他の利子補給等の補助制度との併用は不可
-------	---

申込み方法

融資の申込みに関しては、下記へご相談下さい。

融資のお問い合わせ先	・ 岐阜県制度融資 市内金融機関
------------	-----------------------

利子補給に関しては、取扱金融機関を通して実施します。

利子補給 2 年目以降より、例年 1 月～2 月頃ご案内させていただきます。（年度ごとに 1 月～12 月の当該融資利子支払額をお支払します）

【利子補給お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～新型コロナウイルス、原油高、仕入高により経営が悪化している中小企業の資金繰りを支援します～

飛騨市返済ゆったり資金等 利子・信用保証料補給制度

目的

新型コロナウイルスに加え、原油及び物価の高騰等により、経営を圧迫されている個人、法人の経営安定を目的に、岐阜県制度融資「返済ゆったり資金」および岐阜県信用保証協会「伴走特別保証」を利用した融資について支払利子、信用保証料の一部を補給します。

対象者条件

融資対象者	次の条件を全て満たすことが必要です。 (1) 市内に住所を有する個人又は市内に本社、事業所を有する法人 (2) 市税等を滞納していない者 (3) 「岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱に基づいて行われる返済ゆったり資金」「岐阜県信用保証協会：伴走特別保証を利用した融資」の融資実行を受けた者。
-------	--

助成内容

利子補給	支払利子のうち、 借換分を含む 年利1%相当を最長1年間補給 ※補助決定時に市税等を完納している方に限ります。
信用保証料補給	【新設】追加で支払った信用保証料の1/2を補給（上限50万円）

申込み方法

融資の申込みに関しては、取り扱い金融機関へ相談して下さい。金融機関の融資審査、県信用保証協会での保証審査、市での審査があります。

利子補給 申請方法 必要書類	利子補給の申込みは申請書に必要事項を記載し、下記の添付書類とともに年度ごとに申請してください。（利子補給2年目以降より、例年1月～2月頃ご案内いたします。） (1) 「返済ゆったり資金」「伴走特別保証」の利用を示す書類（信用保証書写し等） (2) 借入金額及び利息の返済計画を示す書類 (3) 事業の内容、事業計画、資金使途等を示す書類の写し (4) 個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書の写し
----------------------	--

利子補給の申込みに関しては、例年1月～2月頃ご案内いたします。（年度ごとに1月～12月の当該融資利子支払額をお支払します）

【県制度についてのお問い合わせ先】
岐阜県商工労働部 商業・金融課
（資金融資係）

☎ 058-272-8389

【利子補給に関するお問い合わせ先】
飛騨市役所 商工観光部 商工課
☎ 0577-62-8901

～取引先企業の連鎖倒産を防止する共済金貸付け制度への加入促進を図ります～

経営セーフティ共済の加入促進制度

目的

倒産防止共済制度の加入促進を図り、中小企業の振興に寄与することを目的とします。

対象者条件

対象制度名	中小企業倒産防止共済（通称：経営セーフティ共済）	
制度概要	取引先企業が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合、この回収困難額と積み立てた掛け金総額の10倍のいずれか少ない額（貸付限度額8,000万円）の貸付けを受けられます。 ・毎月の掛け金 5,000円から200,000円の範囲内（総額800万円まで積み立て可能） ・税法上の特典 毎年の掛け金は必要経費（個人）または損金（法人）に算入	
対象者	市内で農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業以外の業種の事業を1年以上継続して行い、市税を完納している中小企業者	
共済金の貸付け条件	担保・保証人	必要なし
	年利	無利子、ただし貸付を受けた共済金の10分の1に相当する額を掛金から控除
	償還期間	貸付額に応じて5年～7年（うち据置期間6カ月）の毎月均等償還
	一時貸付金制度	臨時に事業資金を必要とする場合は、解約手当金の範囲内で貸付

助成内容

助成金額	新たに倒産防止共済契約を締結し納付した初月1ヶ月分の掛け金（限度額20万円）を助成（1事業者あたり1回のみ申請に限る）
------	---

申込み方法

共済掛金の申込みに関しては、最寄りの商工会議所、商工会、取り扱い金融機関へご相談下さい。必要な書類は中小機構所定となっています。

助成金の申込みに関しては、倒産防止共済契約証書がお手元に到着後1箇月以内に商工課へ直接お問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

飛騨市ビジネスサポートセンター

目 的

飛騨市では、市内事業者の経営改善、販路拡大、人材確保・育成、創業等あらゆる経営問題の解決に向けて、経営全般に係る相談窓口を開設することで、事業者に寄り添った伴走型支援を実施しています。

概 要

開 設 日 毎月 4 回（隔週で 2 日連続） 月毎の開設日はお問い合わせください
利用時間 10：00～12：00 13：00～17：00
場 所 古川町商工会 研修室（古川町総合会館内）
予約受付 古川町商工会 0577-73-2624
相 談 料 無料

その他

- ・飛騨市内、どの地域の方でも無料で相談していただけます。
- ・最初は手ぶらで来るくらいの気軽な気持ちでもOKです。



【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～求人情報を飛騨市HPへ掲載し、飛騨市公式 LINE 及びメールにて配信を行います～

求人情報の発信

目的

求職者と求人募集をおこなう企業及び事業所とのマッチングのために、飛騨市ホームページ上に求人情報を掲載し、メール等配信登録者へ情報を発信します。

掲載について

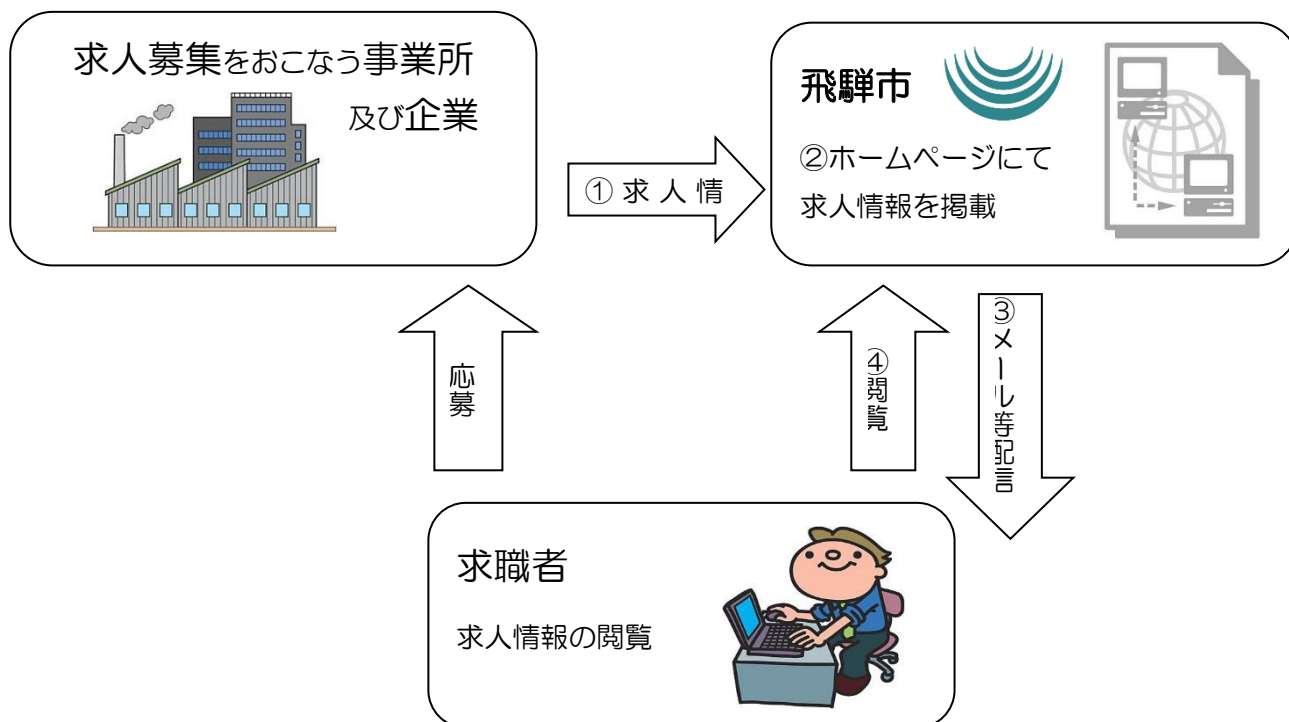
市が指定するシート（次のページ）に求人情報を記入し、商工課までファックス又はメールを送信してください。掲載費用は無料です。その後、市にてホームページへ掲載し、飛騨市公式 LINE 及びメールにて情報を発信します。

※市ホームページでの掲載期間は最長で3か月間までとなります。

（掲載から3か月を経過した時点で自動的に削除されます。予めご注意ください。）

- ◆提出先…FAX：0577-73-6866 又は Mail：syokou@city.hida.lg.jp
- ◆掲載場所…飛騨市ホームページ上の「募集」コーナー
- ◆メール登録者…「飛騨市公式 LINE」及び「ほっと知るメールひだ」に登録されている就職情報希望者

情報発信イメージ



【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

FAX 0577-73-6866

【求人情報掲載依頼シート】

就業形態	
求人数	
業務内容	雇入れ直後： 変更の範囲：
契約期間	期間の定め：無・有（ 年 月 日 ～ 年 月 日）
	契約の更新：無・有 ※「有」の場合の判断基準 （ ）
	更新上限：無・有 ※「有」の場合 通算契約期間の上限 年／更新回数の上限 回
試用期間	
就業場所	雇入れ直後： 変更の範囲：
就業時間	
休憩時間	
休日	
時間外労働	無・有 ※「有」の場合（月平均 時間）
賃金	
加入保険	
受動喫煙防止措置	
募集期間	
募集者の氏名 又は名称	

【掲載にあたっての注意事項】

- 市ホームページでの掲載期間は最長で3か月間までとなります。掲載から3か月を経過した時点で自動的に削除されます。予めご注意ください。
- 「変更の範囲」については、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲をご記入ください。